

西監第42号
令和6年7月30日

西条市長
西条市議会議員
玉井敏久殿
楠學殿

西条市監査委員 東元道明
西条市監査委員 徳増竜伍
西条市監査委員 行元博

令和6年度定期監査等結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに西条市監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに西条市監査基準第14条第1項及び第17条の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査を実施した時期

- (1) 実施期間 令和6年5月27日から令和6年6月27日まで
- (2) 聴取日 令和6年6月27日

2 監査の種類

定期監査等（財務監査、行政監査）

3 監査の対象

- ① 産業振興課
- ② 観光振興課
- ③ 消防本部・消防署

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 予算の執行は適正な権限者が行いその手続は適正か。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われ、違反するものはないか。
- (4) 事務の執行は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。

5 監査の範囲及び方法

主に令和5年度における予算の執行状況及び収入、支出、契約事務等が関係法令に基づき適正に行われているか等について、監査資料・関係帳簿の提出を求め審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

6 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務の執行については、条例、規則等関係法令に準拠し、おおむね適正に処理されていた。
監査の概要については、次のとおりである。

監 査 の 概 要

第 1 産業振興課

1 主な事務事業

- | | |
|-------------------------------|------------------------------------|
| (1) 産業振興施策の企画立案・推進に関すること。 | (14) エネルギーに関すること（他の所管に属するものを除く。）。 |
| (2) 商工業の振興に関すること。 | (15) 企業誘致の促進に関すること。 |
| (3) 商工団体の育成指導に関すること。 | (16) 工場適地調査に関すること。 |
| (4) 小売商業の振興、中心市街地活性化に関すること。 | (17) 物産事業並びに物産資源の調査及び開発に関すること。 |
| (5) 労働団体、雇用対策・労働福祉に関すること。 | (18) 物産関係団体に関すること。 |
| (6) 企業の金融相談及び融資制度に関すること。 | (19) 物産宣伝に関すること。 |
| (7) 外国人技能実習生に関すること。 | (20) 西条産品のブランド化の推進に関すること。 |
| (8) 創業・新分野進出に係る支援に関すること。 | (21) 農商工連携に関すること。 |
| (9) 企業情報の収集・発信、産業人材の育成に関すること。 | (22) 食料産業の振興に関すること。 |
| (10) 産業情報支援センターに関すること。 | (23) 食の創造館に関すること。 |
| (11) 次世代ものづくり都市の構築に関すること。 | (24) 小松まちづくり開発センターに関すること。 |
| (12) 産学官の連携に関すること。 | (25) ひと・夢・未来創造拠点複合施設に関すること。 |
| (13) 知的財産に関すること。 | (26) ふるさと納税に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 |

2 職員の配置状況

令和6年3月末現在19人、係別の配置状況は次のとおりである。

副部長兼課長	1人	副課長	1人	産業政策係	7人（内2人四国経済産業局派遣）
				企業立地・経営支援係	4人（内1人任用職員（パート月給）、副課長含む。）
				産品販路開拓係	7人（内1人愛媛県東京事務所派遣、2人任用職員（パート月給））

3 指摘事項等の概要（アは指摘事項、イはアに対する回答、ウは監査委員の意見を表す。以下、3 指摘事項等の概要において同じ。）

(1) 東予手すき和紙振興会補助金

- ア 令和5年度の活動報告書からみると、活動開始が5月となっており、あえて4月1日から事業認定する必要はないのではないかと考えるがどうか。
- イ 当該補助金については、団体補助であったことから、年度当初からの活動を含めるため、4月1日からとしていた。通常5月頃に実施される総会後に、補助金申請があり、団体補助である特性から、交付決定前の4月1日から事業期間として認めていたものであるが、コロナ以降、総会が開催されていない状況を鑑みると、4月1日で申請書を提出させるべきであった。以後、補助金交付の事務については、適正な事務処理に努める。
- なお、令和6年度からは、当該補助金交付要綱改正をし、事業費補助に改めたことから、交付決定日からの補助対象期間としている。
- ア 実績報告の収支一覧について、支出金額の根拠となる証拠書類の添付はないが、補助対象経費であることの確認はどのように行ったのか。
- イ 東予手すき和紙振興会会長への聞き取り、領収書並びに通帳を確認している。
- ウ 領収書の写しの添付が難しいのであれば、確認したことを記録に残し、一連の書類として保管されたい。

(2) 地域産業競争力強化事業費補助金

- ア 人材育成事業補助について、1企業当たりの年間総額が20万円とのことであるが、申請状況の管理等はどのように行っているのか。
- イ エクセルデータで申請者の情報を管理しており、その中で交付金額を確認している。

(3) 西条市地域労働者福祉協議会補助金

- ア 当該補助金は当該要綱の規定により事業補助であり、地方自治法の会計年度独立の原則から、令和4年度分の中止事業分については西条市補助金等交付規則に基づき返還を求めるべきものとする。参加賞を令和5年度で利用したのであれば、西条市地域労働者福祉協議会補助金交付要綱第3条ただし書の上限額を超えて令和5年度に補助金を交付していることとなるがどうか。
- イ 令和4年度のメーデーは、当初は開催予定であったが、雨天によりやむなく中止となった。また、地方自治法の会計年度独立の原則から、令和4年度の予算計上に基づき令和4年度中に支出が行われているため、令和4年度の補助対象経費として問題ないと考えている。参加賞に関しては、令和4年度に70名分の購入がされており、令和5年度のメーデーにおいては参加者が120名と前年度参加予定人数を大きく上回ったことから、追加50人分の参加賞を購入したものであり、年度間経費の切り分けが図られていることから、令和5年度の上限額を超えた支出とはなっていないものと認識している。
- ウ 担当課の考え方あるいは取扱いが適正か。今後も発生する可能性のある事案であるため、今一度整理し、その妥当性について教示願いたい。

(4) 西条商工会議所補助金・周桑商工会補助金

- ア 令和5年度の定期監査の指摘に対し「補助基準や対象経費が曖昧で、補助による効果がわかりにくい側面もあるため、事業費補助への転換を含め今後検討してまいりたい。」との回答であったが、当該補助金の事業費補助に向けた検討結果はどうか。
- イ 商工団体の経費や他自治体の補助状況を分析し、事業費補助に向けた協議を商工団体と行っているところである。

(5) 西条市中小企業資金融資委託業務

- ア 当該契約書は、西条市契約規則第42条第8号の遅延利息、損害金等が規定されていないが、当該規則に基づく適正な契約書となっているのか。
- イ 西条市契約規則に基づいていない状況となっているので、次回契約より改める。

(6) ひと・夢・未来創造拠点複合施設指定管理業務

- ア 基本協定書第25条の業務報告書について、文書の添付がなされていないが、毎月提出されているのか。
- イ 電子データにて毎月報告を受けており、ワークフロー機能にて供覧している。
- ウ そのことがわかるよう、提出資料においてもお示しいただきたい。

(7) 出納員が行う公金の出納保管事務の取扱いマニュアル関係

- ア 払込みが終了するまでの現金の保管について、「適正かつ安全な方法で保管」とはどのように行っているのか。
- イ 課内にある金庫にて保管している。

第2 観光振興課

1 主な事務事業

- | | |
|-------------------------------|---------------------------------|
| (1) 観光事業並びに観光資源の調査及び開発に関すること。 | (6) 観光及び物産イベントに関すること。 |
| (2) 観光宣伝及び観光客の誘致に関すること。 | (7) 四国西部エリア戦略型観光サービス創出事業に関すること。 |
| (3) 観光関係団体に関すること。 | (8) 国際交流に関すること。 |
| (4) 自然公園に関すること。 | (9) 国際化に係る諸施策に関すること。 |
| (5) 観光施設等の整備及び統括管理に関すること。 | |

2 職員の配置状況

令和6年3月末現在22人、係別の配置状況は次のとおりである。

課長	1人	観光推進係	6人（内1人任用職員（パート時給））
副課長	1人	施設経営係	12人（内4人任用職員（パート月給）、5人任用職員（パート時給）、副課長含む。）
		国際交流係	3人（内1人任用職員（パート月給）兼国際交流員）

3 指摘事項等の概要

(1) 西条市スノーカーニバルin石鎚事業補助金

- ア 本要綱では、「補助金の額は300万円を上限とし」と規定されているが、補助金交付申請時の予算総額が100万円であり、5年度実績においても、「収入について多くの協賛金を集めることができた」として、市の補助金は581,063円となっている。これらの実績を踏まえ、補助金の上限額を見直してはどうか。
- イ スノーカーニバルin石鎚については、温暖化による雪不足や、スタッフ不足、また、ポストコロナのイベントの在り方等、毎年度、内容を精査して実施しているところである。令和5年度のイベントについては、例年よりイベントの規模を縮小して実施したところであるが、参加者からは良い意見、悪い意見、双方でっており、今後のイベント内容については再度見直しを図っているところである。要綱における上限額と予算額は大きく乖離しているが、これらの金額については、イベントの実施方法を確立した際に、見直して参りたい。

(2) にゅうがわ花火大会事業補助金

- ア 5年度実績において、904,745円の繰越金がある。返還金となる経費はなかったのか。また、寄付金額が8,627,744円の収入に対し、支出決算額が8,417,388円となっており、寄付金で事業費が十分賄えていると考えるが、今後の補助の必要性について、どう捉えているのか。
- イ 補助対象経費を確認した上で、返還となる経費はなかったものの、今年度決算においては、寄付金で事業費を賄える状況であった。
繰越金発生理由としては、4年ぶりの開催により、地域の機運が高まった結果、寄付金収入が多かったこと、また、警備員の費用をはじめ、雨天順延に備えた各種経費が不要になったことと聞いている。なお、繰越金の使途については、次回の花火購入費用にあてると聞いている。
にゅうがわ花火大会は、100年以上続く歴史と伝統ある花火大会であり、約5万人の観光客等が訪れ、地域に活気をもたらす催事であるが、一方で、花火代金をはじめとした各種経費の高騰、スタッフ不足により、運営に苦慮しているとの報告を補助事業者より受けている。また、寄付金額についても年毎にバラつきがあり、安定的な確保を見通せないとのことである。そうした状況を鑑み、担当課としては、補助事業者の運営体制や資金計画等を注視するものの、当面の間は、これまでどおりの支援（補助）が必要であると考えている。

(3) 武丈公園観桜行事委託業務

- ア 契約書第4条の規定に「480,000円の範囲内で委託料を支払う」とあるが、どういうことか。委託料が変更になる場合は、変更契約を行うのではないのか。
- イ 毎年480,000円を超過しており、不足分については受注者の負担としていたことから、これまで委託料が変更になることはなかった。委託契約書の記載方法としては不適當であるため、今後改めることとする。

- ア 契約書第8条では委託期間の短縮などについて規定されているが、仕様書には明記されていない。設計書、仕様書、契約書の内容が整合性のとれたものとなっているのか。
- イ 整合性のとれているものとは言えないため、令和7年度より設計書、仕様書についても委託期間の短縮についても明記することとし、整合性のとれた書類作成を行う。

(4) 椿ハウス等維持管理委託業務

- ア 契約書第8条第2項の規定では、業務報告を受領したときは業務内容の検査を行うこととなっているが、検査調書等の添付がない。検査は行っているのか。
- イ 「所管課が行う契約事務の処理について」に基づき、毎月定期的に支払が生ずる契約等については、実績報告書等により確認するものと理解している。本件に関しては、毎月定期的に支払いが生じるため、検査調書の作成を行わず、毎月提出される業務日誌を確認することで委託業務の履行を検査している。

(5) 瓶ヶ森避難小屋点検委託業務

- ア 業務報告書について、仕様書には、「異常を発見したときは、直ちに市に連絡をすること」とされているが、約8か月間の委託期間が終了した時点で一括して報告書が提出されているのではないかと思われる。都度の業務実施の確認はどのように行っていたのか。例えば、ひと月毎に報告書の提出を求めるべきなのではないのか。
- イ 実施ごとの報告書については、月単位で委託者から当課担当者へメールで提供され、完了報告時に原本を一括で提供いただいたものである。月単位で受付及び供覧しなかったことから一括報告とみなされても仕方なく、今後は提供時に適切な受付及び供覧を図ることを徹底したい。

(6) 西条まつりごみ収集運搬委託業務

- ア 契約書について、契約書本文や仕様書に支払いや検査に関する明記がないが、西条市契約規則第42条に規定する契約書の記載事項は満たしているのか。
- イ 西条市契約規則に関する認識不足により、記載事項を満たせていない。次回から、第42条の規定による記載事項を満たした契約書を作成し、添付することとしたい。

(7) 伊予西条鉄道フェスタ開催委託業務

- ア 着手届が綴られていないが、提出されていないのか。（令和5年度監査指摘分）
- イ 令和5年度の指摘を受け、各職員が十分確認を行ったところであったが、再度の提出漏れを生じさせてしまった。再度の徹底を図ってまいりたい。また、監督員が業務スケジュールを管理する中で必要書類を相手方に適宜求めていくことは当然であるが、決裁や業務検査の中でも不足書類を見出す機会はあるため、監督員だけでなく、関係職員が自身の業務として責任を持って当たるように心がけたい。

(8) 石鎚山散策絵図販売委託業務

- ア 契約書において、西条市契約規則第42条第8号の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息に関する事項がなく、契約書において西条市契約規則を優先する旨の規定もない。どうして規定がないのか。
- イ 担当者の契約規則に対する理解が乏しく、契約書に明記すべき必要事項の認識が甘かった。あらためて例規の理解に努めるとともに、文書取扱主任及び課長等の審査を徹底してまいりたい。
- ア 私人の収納事務の委託に関する告示について、第1項の委託事務において「徴収事務」と記載しているが、徴収事務を委託しているのか。
- イ 実情を鑑みると徴収事務にあたらぬ業務である。文言への理解不足から生じた誤りであり、今後は正しい内容で委託契約及び告示を行うこととする。

第3 消防本部・消防署

1 主な事務事業

総務課

- (1) 消防事務の企画調整に関する事。
- (2) 職員管理に関する事。
- (3) 消防施設の整備及び維持管理に関する事。

警防課

- (1) 災害現場の情報収集及び現場広報に関する事。
- (2) 消防車両の整備及び更新に関する事。
- (3) 消防水利整備計画に関する事。
- (4) 水防計画に関する事。
- (5) 開発行為に関する事。

予防課

- (1) 火災予防の企画及び指導に関する事。
- (2) 防火団体等の事務及び育成指導に関する事。
- (3) 建築確認等の同意に関する事。
- (4) 消防用設備等の指導及び検査に関する事。
- (5) 防火管理者の資格講習及び指導に関する事。
- (6) 危険物の規制及び管理調査に関する事。

通信指令課

- (1) 出動指令に関する事。
- (2) 気象観測事務に関する事。
- (3) 警報等の受理及び伝達に関する事。

消防署

- (1) 災害の警戒防御、鎮圧及び救急並びに災害救助に関する事。
- (2) 火災の調査に関する事。
- (3) 火災予防思想の普及に関する事。

- (4) 消防団関係事務に関する事。
- (5) その他庶務的事項に関する事。

- (6) 消防防災活動に関する事。
- (7) メディカルコントロール体制に関する事。
- (8) 救急医療機関との連絡調整に関する事。
- (9) 消防相互応援協定及び緊急消防援助隊に関する事。

- (7) 火薬事務に関する事。
- (8) 火災の調査及び報告に関する事。
- (9) 危険物等の安全管理に関する事。
- (10) 防火対象物の査察及び指導に関する事。

- (4) 通信指令システムの整備及び保守管理に関する事。
- (5) 無線局運用の適正化に関する事。

- (4) 自衛消防隊の指導に関する事。
- (5) 応急手当の普及啓発に関する事。

2 職員の配置状況

令和6年3月末現在152人、係別の配置状況は次のとおりである。

消防長 1人

総務課長	1人	副課長	1人	総務係	4人（副課長含む。）
				消防団係	4人
予防課長	1人			予防係	2人
				危険物係	2人
				消防設備指導係	2人
次長兼警防課長	1人			警防係	3人
通信指令課長	1人			第1通信指令係	4人（課長含む。）
				第2通信指令係	2人
				第3通信指令係	3人

次長兼東消防署長 1人

主幹兼副署長（1部担当）	1人	副署長（第2消防担当）	1人	副署長（第3消防担当）	1人
（1部）第1消防庶務係長	1人	（2部）第2消防庶務係長	1人	（3部）第3消防庶務係長	1人
第1消防予防係長	1人	第2消防予防係長	1人	第3消防予防係長	1人
第1消防装備係長	1人	第2消防装備係長	1人	第3消防装備係長	1人
第1救急救助係長	1人	第2救急救助係長	1人	第3救急救助係長	1人
隊員	19人（係長含む。）	隊員	19人（係長含む。）	隊員	19人（係長含む。）

次長兼西消防署長 1人

主幹兼副署長（1部担当）	1人	副署長（2部担当）	1人	副署長（3部担当）	1人
業務担当副署長	1人				
（1部）第1消防庶務係長	1人	（2部）第2消防庶務係長	1人	（3部）第3消防庶務係長	1人
第1消防予防係長	1人	第2消防予防係長	1人	第3消防予防係長	1人
第1消防装備係長	1人	第2消防装備係長	1人	第3消防装備係長	1人
第1救急救助係長	1人	第2救急救助係長	1人	第3救急救助係長	1人
隊員	18人（係長含む。）	隊員	19人（係長・専門員含む。）	隊員	19人（係長含む。）

3 指摘事項等の概要

(1) 西条市少年消防クラブ大会補助金

ア 収支精算書支出の部、クラブ大会参加記念品の中に「お守りタオル」、「トイレットペーパー」とあり、それぞれ300個ずつ購入している。交付申請書添付の実施計画7参加人数では、少年消防クラブ員約100人、消防職員、消防団員約30人、その他（父母、来客）約150人の合計約280人となっている。記念品はこの参加見込み者数を基に購入したと思われるが、消防職員及び消防団員については、業務として参加していたのではないのか。であるなら、その分は記念品に含めず補助金の予算額を抑えるべきではないか。

イ 今年度から消防職員及び消防団員は除き、大会に参加する人数のみの適正な数の購入をする。

(2) 西条市幼少年婦人防火委員会補助金

ア 1月16日に実施した防災パレードのため、CDラジカセを購入しているクラブがあるが、購入日が2024年3月15日となっている。事業に要する経費といえるのか。

イ 日付については整合性を図り、また、CDラジカセは事業に要する物品とは言い難いため、以後、補助金の趣旨に合致した物を購入するよう指導する。

ア 運動会で幼年消防クラブ紹介するためのパレード等に使用するためCD等を複数購入していクラブがあるが、補助金の趣旨に合致しているといえるのか。

イ 事業に要する物品とは言い難いため、以後、補助金の趣旨に合致した物を購入するよう指導する。

(3) 西条市消防団員福祉共済補助金

ア 4月1日現在の実員で福祉共済へ加入しているが、途中増員となる場合はないのか。

イ 途中増員となる可能性はある。この場合、掛金の追加払込については、西条市消防団として全員が加入している場合は、掛金の追加払込は要しないものとなっている。

(4) 西条市消防団運営交付金

ア 当該交付金について、事務局簿冊に支出の根拠となる領収書等が綴られていない。【業務便覧】令和4年5月27日付け西会第11号「準公金の取扱いについて（通知）」に沿った適正な準公金の取扱いができていないか。

また、交付金の支出の流れはどのようになっているのか。各消防団に分配することなく、事務局で一元管理しているのか。マニュアル等作成しているのであれば、提示願いたい。

イ 各消防団に分配はしていない。事務局で一元管理している。マニュアル等は作成していないが、【業務便覧】令和4年5月27日付け西会第11号「準公金の取扱いについて」に沿った適正な準公金の取扱いをしている。

(5) 西消防署オーバースライディングドア点検委託業務

ア 仕様書では、「受託業務完了後は速やかに報告書に必要事項を記入し、西条市消防本部へ提出して確認を受けるものとする。」と記載しているが令和5年10月17日実施の点検の報告が翌年1月5日である。報告に日数を要した理由は何か。

イ 施工業者からの報告書の提出が遅れ、担当者の確認不足により気づくのが遅れたため、報告に日数を要した。今後はこのようなことがないように課内のチェック体制を改善し再発防止に努める。

(6) 消防庁舎高架水槽清掃委託業務

ア 受水槽・高架水槽清掃業務報告書の所見欄では、「水槽内外部のFRPが劣化により剥離、天井部は亀裂が生じ踏抜きの可能性がある、井戸水だが塩素消毒が来ていない等、水槽水質ともに状態が良くありません。」との記載があるが、この報告に対して改善措置は行ったか。

イ 令和5年10月9日、施工業者と協議した結果、所見のうち施設については、直ちに修繕を要するわけではない旨の説明を受けた。機関による水質検査を受けとの所見から、新居浜市水道水質検査センターにおいて水質検査を実施（令和5年11月20日、令和6年3月13日、令和6年5月13日）した結果、水質基準に適合している。今後、老朽化した庁舎修繕等も含め関係部局と協議していきたい。

(7) 交替勤務消防職員仮眠用寝具貸借業務外1業務

ア 西条市契約規則第30条では、「競争入札に参加する者を5人以上指名しなければならない。」と規定している。5人以上の指名を行わなかった理由は何か。

イ 西条市契約規則第30条の規定を失念しており、4人以下での入札を実施してしまった。今後は担当職員及び決裁者が関係法令等を熟読するとともに、西条市契約規則に基づき、課内において適正な事務処理の徹底を図り再発防止に努める。

(8) 消防団幹部視察研修に係る貸切バス借上げ業務

ア 仕様書添付の行程表について、2日目の行程で視察はどの部分か。日帰りできないのか。

イ 従前より2日間の行程で実施しているが、令和5年度は視察先の消防本部・消防団との調整で1日目に詰め込んで実施した。今後は日帰りも視野に入れて行程を組んでいきたい。